

巻末資料

目次

1 関係法令条文	26
2 施術料金の算定方法	44
3 後発医薬品の使用原則化に係るリーフレット	50
4 医療扶助関係質疑応答	54
5 関係様式	59
6 関係機関	102

1 関係法令条文

生活保護法（抜粋）	27
生活保護法施行令（抜粋）	33
生活保護法施行規則（抜粋）	36
指定医療機関医療担当規程	40
生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬	42

生活保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（申請保護の原則）

第 7 条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第 9 条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位原則）

第 10 条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

（医療扶助）

第 15 条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(報告、調査及び検診)

- 第 28 条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条（第 3 項を除く。次項及び次条第 1 項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。
- 2 保護の実施期間は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。
- 3 第 1 項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(医療扶助の方法)

- 第 34 条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。
- 2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第 49 条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第 14 条の 4 第 1 項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものを言う。以下この項において同じ。）を使用することができると認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。
- 4 第 2 項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第 55 条第 1 項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、前 2 項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(医療機関の指定)

- 第 49 条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

- 第 49 条の 2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保健医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第 54 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 七 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
 - 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第 50 条第 2 項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。
- 4 前 3 項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第 3 項において同じ。）」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第 49 条の 3 第 49 条の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条及び健康保険法第 68 条第 2 項の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第 50 条 第 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第 50 条の 2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を第 49 条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第 51 条 指定医療機関は、30 日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。

- 二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

- 三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。

- 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

- 五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

- 七 指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。

- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（診療方針及び診療報酬）

第 52 条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対して出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条(第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第4号中「者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含む。)」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以

下この項において「開設者であつた者等」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第 55 条の 2 第 52 条及び第 53 条の規定は、医療保護施設について準用する。

（告示）

第 55 条の 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をしたとき。
- 二 第 50 条の 2（第 54 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第 51 条第 1 項（第 54 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第 51 条第 2 項（第 54 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定を取り消したとき。

生活保護法施行令（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 20 日政令第 148 号）

（政令で定める機関）

第 4 条 法第 49 条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（法第 49 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する政令で定める法律）

第 4 条の 2 法第 49 条の 2 第 2 項第 3 号（同条第 4 項（法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、法第 49 条の 3 第 4 項、第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 二 あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 三 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 四 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 五 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 六 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 七 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 八 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 九 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 十一 社会福祉法
- 十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 十三 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 十四 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 十六 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 十八 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 二十一 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- 二十六 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 二十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 二十八 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

三十 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

三十一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）

三十二 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

（法第 51 条第 2 項第 8 号に規定する政令で定める法律）

第 4 条の 3 法第 51 条第 2 項第 8 号（法第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 8 項において準用する場合を含む。）

三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

四 栄養士法

五 医師法

六 歯科医師法

七 保健師助産師看護師法

八 歯科衛生士法

九 医療法

十 身体障害者福祉法

十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

十二 社会福祉法

十三 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）

十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

十五 薬剤師法

十六 老人福祉法

十七 理学療法士及び作業療法士法

十八 柔道整復師法

十九 社会福祉士及び介護福祉士法

二十 義肢装具士法

二十一 介護保険法

二十二 精神保健福祉士法

二十三 言語聴覚士法

二十四 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

二十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

二十九 子ども・子育て支援法

三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

三十一 国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 7 項の規定に限る。）

三十二 難病の患者に対する医療等に関する法律

三十三 公認心理師法

三十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

三十五 臨床研究法

（指定医療機関の指定の更新に関する読替え）

第4条の4 法第49条の3第4項の規定により健康保険法第68条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第65条第2項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「生活保護法第50条第1項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第49条の3第1項」と、「同条第1項」とあるのは「同法第49条の2第1項」と読み替えるものとする。

（医療に関する審査機関）

第5条 法第53条第3項（法第55条の2において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会とする。

（出産扶助等に関する読替え）

第7条 法第55条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項	病院若しくは診療所又は薬局の開設者	助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師
第49条の2第2項第8号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項	病院若しくは診療所又は薬局	助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師
第49条の2第3項第1号	医療	助産又は施術
第49条の2第3項第2号	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	医療を	助産又は施術を
第50条	の医療	の助産又は施術
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号	第49条の2第2項第2号又は第3号
第51条第2項第5号	診療録	助産録
第51条第2項第9号	医療に	助産又は施術に
第54条第1項	医療扶助	出産扶助又は医療扶助
	診療録	助産録

生活保護法施行規則（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 20 日厚生省令第 21 号）

（指定医療機関の指定の申請）

第 10 条 法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
- 四 法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号まで（法第 49 条の 2 第 4 項（法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 49 条の 3 第 4 項、第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）

五 その他必要な事項

2 法第 49 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 4 条各号に掲げるものを含む。第 1 号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第 4 項及び第 11 条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨
- 六 誓約書
- 七 その他必要な事項

3 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書

4 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬

局の開設者(前項に規定するものを除く。)は、第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書

(法第49条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第10条の2 法第49条の2第2項第4号(同条第4項(法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。)、第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第54条第1項(第54条の2第4項において準用する場合を含む。)その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

(聴聞決定予定日の通知)

第10条の3 法第49条の2第2項第6号(同条第4項(法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。)、第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、法第54条第1項(法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとする。

(法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設)

第10条の4 法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

(厚生労働省令で定める指定医療機関)

第10条の5 法第49条の3第4項で準用する健康保険法第68条第2項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医(同法第64条に規定する保険医をいう。)である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師(同法第64条に規定する保険薬剤師をいう。)である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

第10条の8 法第55条第2項において準用する第49条の2第1項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下「施術者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)
- 二 誓約書
- 三 その他必要な事項

2 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

(指定の告示)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(同条第1号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(標示)

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2(法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第4条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項若しくは第2項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項若しくは第2項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第2号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第15条 法第51条第1項(法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第3号及び第4号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(診療報酬の請求及び支払)

第17条 都道府県知事が法第53条第1項(法第55条の2において準用する場合を含む。)の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関(医療保護施設を含む。この条において以下同じ。)は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

指定医療機関医療担当規程

(昭和 25 年 8 月 23 日厚生省告示第 222 号)

(指定医療機関の義務)

第 1 条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規定の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第 2 条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第 3 条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第 4 条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第 5 条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第 6 条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第 34 条第 3 項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 9 条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第 7 条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第 8 条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第 9 条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

ならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬

(昭和 34 年 5 月 6 日厚生省告示第 125 号)

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）第 2 条第 7 号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第 4 項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 42 条第 1 項第 1 号に掲げる場合の例による。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保健法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第 79 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。
- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第 45 条第 3 項（同法第 52 条第 6 項、第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定めのある契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第 3 項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定めのある例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第 88 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第6項の規定は、これを適用しない。

2 施術料金の算定方法

柔道整復師の施術料金の算定方法	45
あん摩・マッサージの施術料金の算定方法	48
はり・きゅうの施術料金の算定方法	49

柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 初検、往療及び再検

初 検 料	1,520 円
初検時相談支援料	100 円
往 療 料	2,300 円
再 検 料	410 円

注(1) 当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に 540 円又は 1,560 円を加算する。ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間にあっての加算金額は 3,120 円とする。

(2) 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。

(3) 往療距離が片道 4 キロメートルを超えた場合は、2,550 円とする。

(4) 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注(3)による加算金額を含む。）のそれぞれ 100 分の 100 に相当する金額を加算する。

(5) 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。

(6) 片道 16 キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(7) 往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患者に赴いて施術を行った場合には算定できないこと。

(8) 再検料の算定は、初回後療日に限る。

2 骨折

骨	折	整 復 料	後 療 料
1 鎖	骨	5,500 円	} 850 円
2 肋	骨	5,500 円	
3 上	腕 骨	11,800 円	
4 前	腕 骨	11,800 円	
5 大	腿 骨	11,800 円	
6 下	腿 骨	11,800 円	
7 手 根 骨 ・ 足 根 骨		5,500 円	
8 中手骨、中足骨、指（手、足）骨		5,500 円	

注(1) 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。

(2) 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合の後療料は 1,090 円とする。

3 不全骨折

不全骨折	固定料	後療料
1 鎖骨、胸骨、肋骨	4,100 円	} 720 円
2 骨盤	9,500 円	
3 上腕骨、前腕骨	7,300 円	
4 大腿骨	9,500 円	
5 下腿骨	7,300 円	
6 膝蓋骨	7,300 円	
7 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨 指(手、足)骨	3,900 円	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。

4 脱臼

脱臼	整復料	後療料
1 顎関節	2,600 円	} 720 円
2 肩関節	8,200 円	
3 肘関節	3,900 円	
4 股関節	9,300 円	
5 膝関節	3,900 円	
6 手関節、足関節、指(手、足)関節	3,900 円	

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

5 打撲及び捻挫

打撲及び捻挫	施療料	後療料
1 打撲	760 円	505 円
2 捻挫		

注(1) 不全脱臼は捻挫の部に準ずる。

(2) 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

(打撲の部分)

頭部、顔面部、頸部、胸部、背部(肩部を含む)、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰殿部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部

(捻挫の部分)

頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節

備考

- 1 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合には、1回につき75円を、また施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合には電療料として、1回につき30円を加算する。但し、いずれの場合であっても、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間については、当該加算を行わないものとする。
- 2 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌月の初検の日に限るものとする。）は、1回につき85円を加算する。
- 3 施術部位が3部位以上の場合、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
- 4 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。
- 5 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3及び備考4による方法に代えて、あらかじめ都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき、1,200円を算定する。
- 6 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上、金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に1,000円を加算する。
なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に1,000円を加算できることとする。
- 7 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。
 - (1) 負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。
 - (2) 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できる。
 - (3) 部位、回数に関係なく1日320円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。
- 8 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、指定医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。
- 9 患者から本人支払額の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、13円を算定する。

実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

あん摩・マッサージの施術料金の算定方法

あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 施術

- | | | |
|--------------------------|---------|---------|
| (1) マッサージを行った場合 | 1 局所につき | 350 円 |
| (2) 温罨法を (1) と併施した場合 | 1 回につき | 125 円加算 |
| (3) 変形徒手矯正術を (1) と併施した場合 | 1 肢につき | 450 円加算 |

注(1) マッサージの「1 局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ 1 局所として、全身を 5 局所とするものである。

- (2) 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、160 円とするものである。
- (3) 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は 1 月以内とし、医療上 1 月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。
- (4) 変形徒手矯正術と罨法との併施は認められない。

2 往療

患者 1 人 1 回につき 2,300 円

- (1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。
- (2) 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
- (3) 片道 16 キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
- (4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患者の求めに応じて患者に赴き施術を行った場合に支給できること。
- (5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 480円

注 施術報告書交付料を支給する施術費給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,780円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,860円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき 1,550円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき 1,610円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき34円を加算する。

2 往療

患者1人1回につき2,300円

注(1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

(2) 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

(3) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

(5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料 480円

注 施術報告書交付料を支給する施術費給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。

3 後発医薬品の使用原則化に係るリーフレット

病院・診療所向けリーフレット	5 1
薬局向けリーフレット	5 2

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の
使用原則化についてご協力のお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取り組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していたくことになりました。

【生活保護を受けている方への処方について】

1. 生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として(※)後発医薬品を使用(又は処方)するようお願いします。

※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用(又は処方)することが可能です。

3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

- 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の
使用原則化についてご協力のお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していたことになりました。

【生活保護を受けている方への調剤について】

1. 生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持って、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤するようお願いいたします。
2. 一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬品を調剤できるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
3. また、薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いいたします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。

※初回調剤時に、休日や夜間等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

※こうした対応を行った場合は、速やかに(遅くとも次回受診時まで)、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

- これまでは、先発医薬品を希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤し、指定薬局はその事情について聴取することとしておりましたが、今後は、単に患者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなりますので、この仕組みは廃止となります。

【福祉事務所への情報提供等について】

1. 上記2又は3の事由により、先発医薬品を調剤した場合、別紙様式に記載をいただき、定期的に福祉事務所へ情報提供していただくようお願いいたします。

※可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

2. 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況

平成 年 月調剤分

No	調剤を行った月日	受給者氏名	生年月日	公費負担者番号		受給者番号		B ：後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方 A ：一般名処方、 処方医による処方の種別	処方医が後発医薬品への変更を不可としていない(一般名処方を含む)場合に、先発医薬品を調剤した事情等				
				1	2	1	2		1 薬局に後発医薬品の在庫がなかったため	2 処方せんに疑わしい点があることから、指定薬局の薬剤師が薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため	3 後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっているため	4 調剤した先発医薬品名	
1				1	2								
2				1	2								
3				1	2								
4				1	2								
5				1	2								
6				1	2								
7				1	2								
8				1	2								
9				1	2								
10				1	2								

4 医療扶助関係質疑応答

1 医療機関の指定等

(問1) 分院の指定 5 5

2 医療扶助の申請から決定まで

(問2) 医療可否意見書の提出が遅延した場合 5 5

(問3) 「転医」の場合の記載 5 5

3 医療扶助の内容

(問4) 手術時における多量のサラシ 5 5

(問5) 医師の往診に要した交通費の請求 5 6

4 診療報酬等の請求手続

(問6) 病室の差額請求 5 6

(問7) 歯科補てつ材料としての「金」とは 5 6

(問8) 訪問看護に係る基本利用料以外の利用料に相当する費用 5 7

(問9) 査定された診療報酬 5 7

5 指定医療機関に対する指導及び検査

(問10) 指導等と医師の秘密保持義務 5 8

6 その他

(問11) 公費負担申請に要する意見書作成等のための費用 5 8

(問12) 先発医薬品の使用に係る薬剤師からの疑義照会への対応 5 8

1 医療機関の指定等

(問1) [分院の指定]

指定医療機関が分院を設けたときは、別にこの分院も指定医療機関として指定を受ける必要があるか。

(答) 指定医療機関の分院が、医療法上本院と同一の医療機関として取り扱われている場合、すなわち単に本院と病棟を画しているに過ぎず、診療報酬の請求も分院として別個に行っていないなど、実態としては病床又は診療科目を増設したに過ぎない場合を除いては、分院も別個に指定を受ける必要があります。

2 医療扶助の申請から決定まで

(問2) [医療要否意見書の提出が遅延した場合]

福祉事務所長から送付された医療要否意見書の回答が遅れた場合、医療券を先に発行してもらえないか。

(答) 医療機関から提出された医療要否意見書に基づき、福祉事務所は医療の要否を決定するので、それまで医療券は発行できません。

(問3) [「転医」の場合の記載]

医療要否意見書用紙の「転帰」欄には、治ゆ・中止・死亡のみで転医という事項がないが、転医の場合の記載方法はどうすればよいか。

(答) いわゆる転医の場合には、「中止」として取り扱い、さらに、「福祉事務所への連絡事項」欄に「転医」と記載してください。

3 医療扶助の内容

(問4) [手術時における多量のサラン]

膀胱手術を受けた被保護者が、その患部を覆うため多量のサランを必要とする場合、そのサランについては医療扶助の治療材料として認められるか。

(答) 手術に際して通常必要とされている衛生材料は、診療報酬の所定点数中に含まれることとなっているため医療扶助の治療材料として支給することは認められません。

なお、処置及び手術に際して使用した薬剤並びに特定の治療材料（その範囲は「特定保険医療材料及びその材料価格」（平成20年3月5日厚生労働省告示第61号）の別表に定められている。）を使用した場合は、処置及び手術の点数にその費用を加算することができることとなっています。

(問5) [医師の往診に要した交通費の請求]

往診のため、医師が自家用車を使用した場合、その燃料代（ガソリン代）を請求できることになっているが、その請求方法と算定方法を示されたい。

(答) 当該患者の1箇月分をまとめ、直接福祉事務所に請求してください。

なお、自動車の燃料消費量は、車種、地形及び道路の良否等により大きく相違があり、全国一律にその価格を決めることは困難であるので、各地域ごとに、次の方式により1km当たりのガソリン代を算出し、これにより所要燃料代を請求してください。

$$\frac{10\text{当たり単価（小売現金取引価格）}}{10\text{当たり走行距離}} = 1\text{ km 当たりのガソリン代}$$

4 診療報酬等の請求手続

(問6) [病室の差額請求]

被保護者が、治療上の必要によりやむを得ず個室に収容され、当該指定医療機関から病室の差額について請求された場合、医療扶助でどのように取り扱うべきか。

(答) 医療機関は、患者の選択により、個室など特別な療養環境を提供した場合には、保険外併用療養費として、患者に特別な料金の負担を求むることができるとされていますが、患者本人の治療上の必要により個室などへ入院させる場合については、特別な料金を求めてはならないとされています。したがって、設問のケースの場合は、入院料との差額を医療扶助により支給できません。

(問7) [歯科補てつ材料としての「金」とは]

「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和34年5月6日厚生省告示第125号、最終改正平成14年9月27日厚生労働省告示第324号）においては、「歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。」とあるが、その「金」とはどのようなものをさすのか。

(答) 設問の告示において、「金」というのは、金位14カラット以上の金合金をさすものであり、これを使用することは認められませんが、それ以下のもの、つまり、金銀パラジウム合金の使用は認められます。

(問8) [訪問看護に係る基本利用料以外の利用料に相当する費用]

医療扶助において、訪問看護に係る基本利用料以外の利用料に相当する費用の対象として、どのようなものが認められるか示されたい。

(答) 医療扶助において、訪問看護に係る基本利用料以外の利用料に相当する費用の対象になるものとしては、①提供時間を超える訪問看護並びに営業日以外の日及び営業時間以外の時間における訪問看護に係る費用、②訪問看護に要する交通費等が考えられます。

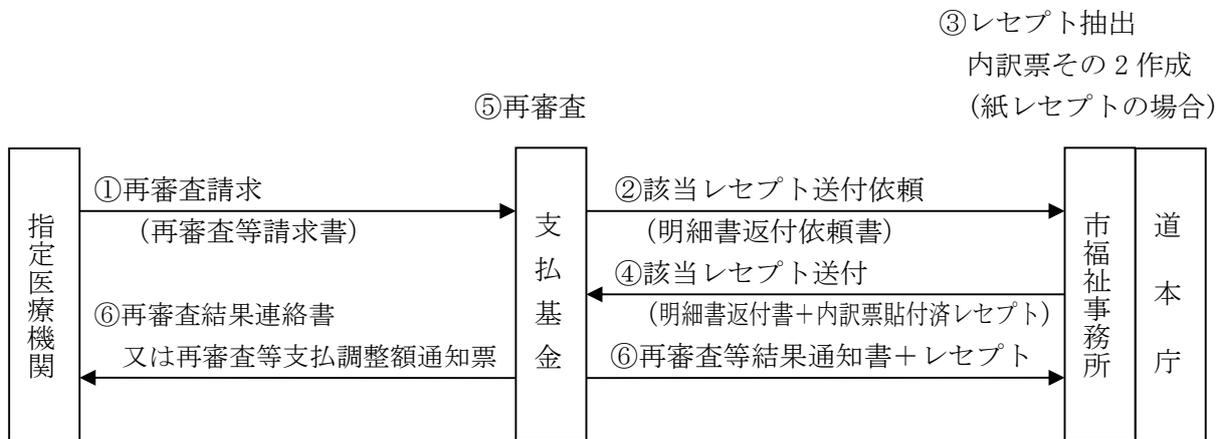
(問9) [査定された診療報酬]

被保護者の診療報酬を、社会保険診療報酬支払基金に請求したところ、減額査定されて支払われた。再審査請求したいがどのような手続きが必要か。

(答) 指定医療機関に係る診療報酬の審査及び支払事務は、社会保険診療報酬支払基金に委託していますので、社会保険診療報酬支払基金に対して再審査請求することとなります。具体的な取扱いは、次のとおりとなりますが、医療機関から支払基金に依頼する際に再審査等請求書（健康保険等で使用している様式と同様）に当該被保護者に係る増減点連絡書又は再審査等支払調整額通知票の写しを添付して提出してください。

なお、詳細につきましては、社会保険診療報酬支払基金北海道支部(011-241-8191)にお問合せください。

(医療機関からの再審査請求手続の流れ)



5 指定医療機関に対する指導及び検査

(問 10) [指導等と医師の秘密保持義務]

指定医療機関に対する指導又は報告徴取において、被保護者の医療扶助に関する診療状況等について診療録などを閲覧する場合の医師の秘密保持義務との関係は、どのように解すればよいか。

(答) 医師は、「正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたとき」は刑罰を受けることとされ（刑法第 134 条）、また、「業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる」こととされている（刑事訴訟法第 149 条）趣旨などうかがわれる患者の個人的秘密に関する医師の秘密保持義務については、判例によれば、法令に根拠のある場合にはこれらには抵触しないとされていることから、法施行上必要な場合は、医師はこれを理由として拒むことはできないと解されます。

6 その他

(問 11) [公費負担申請に要する意見書作成等のための費用]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 による結核医療及び障害者総合支援法第 5 条第 22 項に規定する自立支援医療のうち精神通院医療の公費負担申請に要する診断書作成等のための費用は、被保護者に請求することになるのか。

(答) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 による結核医療の公費負担申請の診断書料及び手続協力料については、それぞれ「診療報酬明細書」により支払基金へ請求してください。

障害者総合支援法第 5 条第 22 項に規定する自立支援医療のうち精神通院医療の公費負担申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用については、福祉事務所払いの医療扶助費として、3,000 円以内の額を指定医療機関の請求に応じて支払うことができますので、患者毎に直接福祉事務所あて請求してください。

(問 12) [先発医薬品の使用に係る薬剤師からの疑義照会への対応]

処方医が一般名処方又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を可とする処方を行ったが、薬剤師による疑義照会を受けた結果、先発医薬品の使用が必要であると判断した場合、どのように取り扱うか。

(答) 疑義照会の結果に基づき、先発医薬品が調剤されることとなるため、指定医療機関である病院又は診療所においては当該内容を適切に診療録に反映してください。なお、この場合、処方医は改めて処方箋を交付する必要はありません。

また、指定薬局においては、先発医薬品の調剤に至った事情（疑義照会の内容及びその結果調剤した先発医薬品の情報）を処方箋及び調剤録（薬剤師法第 28 条ただし書の場合を除く。）に記入しなければなりません。